

(平成22年9月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 6件

三重厚生年金 事案 1209

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和35年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年12月28日から35年1月1日まで

私は、昭和31年9月28日にA社に入社し、平成13年3月末日に定年退職するまで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録には1か月の空白期間がある。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたC厚生年金基金発行の年金額計算書、A社から提出された人事記録の発令歴及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和35年1月1日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和34年11月の社会保険事務所（当時）の記録及び同年12月の厚生年金基金の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和 53 年 5 月 13 日から同年 6 月 1 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を同年 5 月 13 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 9 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 5 月 2 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 53 年 3 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

私は、B 社を退職し、1 か月半後には C 社に入社した。その後、同社を退職し、A 社に入社した。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和 53 年 4 月 3 日から同年 6 月 1 日までの期間については、雇用保険の被保険者記録及び A 社の同僚の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 53 年 5 月 13 日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者が 14 人確認できるところ、申立人及び同僚が記憶している同社の従業員数とほぼ一致している。

さらに、上記同僚のうち、雇用保険の資格取得日が申立人より後の昭和 53 年 4 月 10 日となっている同僚の一人は、同年 5 月 13 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している。

これらを総合的に判断すると、申立期間②のうち、昭和 53 年 5 月 13 日から同年 6 月 1 日までの期間については、申立人が A 社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、元代表取締役は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和53年3月31日から同年5月13日までの期間について、オンライン記録によると、A社は同年5月13日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、商業登記簿謄本により判明したA社の当時の代表取締役に申立人の当該期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「当時の資料は無く不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

申立期間①について、雇用保険の被保険者記録及びC社の同僚の供述から判断すると、申立人が同社で勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、C社は昭和52年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、商業登記簿謄本により判明したC社の当時の代表取締役に申立人の当該期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「当時の資料は無く不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②のうち、昭和53年3月31日から同年5月13日に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1211

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月12日から48年1月21日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を47年10月12日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月10日から48年1月21日まで
年金記録によると、A社C支店での厚生年金保険の被保険者資格は昭和48年1月21日からとなっているが、同社発行の在籍証明書のとおり申立期間についても同支店に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の在籍証明書及び同社B支社から提出された社員台帳によると、申立人が同社に昭和47年6月10日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社C支店から提出された稟議書によると、申立人を昭和47年6月12日付けで見習調査員として採用し、同年9月12日付けで正社員として登用していることが確認できる上、同社B支社の当時の社会保険事務担当者に照会したところ、「当時、当社調査員として採用された者は、試用期間が3か月あり、その間は厚生年金保険に加入させていなかった。また、各支店から正社員となった連絡を受けると厚生年金保険被保険者資格取得手続きを行い、給与から厚生年金保険料を控除していたと思う。」と回答している。

さらに、A社C支店に照会したところ、同支店に勤務していた同僚二名について、正社員登用の1か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得させて

いることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、正社員として登用された日の1か月後である昭和47年10月12日から48年1月21日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和47年10月から同年12月までの標準報酬月額については、申立人のA社B支社における48年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和47年6月10日から同年10月12日までの期間については、申立人は試用期間であったこと及びA社B支社の社内取扱いにより、正社員登用後1か月間は厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことから、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたとは認められない。

三重国民年金 事案 907

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から50年5月まで

昭和39年ごろ、A市に移り、飲食店を始めた。その当時から毎月、支所の職員が店に来たので、私たち夫婦の国民年金保険料はその職員に払っていた。50年ごろ、社会保険事務所（当時）に私たち夫婦と次男とで年金を受け取る手続に出向いたが、年金手帳が無いと手続ができないと言われた。年金手帳は、時期は覚えていないが、台風災害の時に紛失した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人及びその夫も他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、A市には申立人の国民年金加入記録は無い上、同市を管轄する年金事務所における、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿等を調査しても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間は国民年金の未加入期間となっているほか、申立人の夫についても、国民年金に加入していた形跡は無い。

さらに、申立期間当時申立人と同居し、申立人及びその夫とともに社会保険事務所に出向いたとする申立人の次男に聴取しても、「当時は55歳から年金を受給できたため、母親が55歳のころに社会保険事務所に出向いた。」としているが、国民年金に係る老齢年金の支給開始年齢は65歳（支給繰り上げの請求により60歳から受給することは可能）であり、55歳の時点では国民年金に係る老齢年金の裁定請求を行うことも老齢年金を受給することもできない上、申立人の次男の供述は、昭和7年4月1日以前に生まれた女子の厚生年金保険に

係る老齢年金の支給要件と一致していることから、申立人の母親は、自身の厚生年金保険に係る老齢年金の裁定請求のために社会保険事務所に出向いた可能性がうかがわれる。

加えて、仮に、申立人が申立期間について国民年金保険料を継続して納付していたにもかかわらず、55歳の時点で保険料納付が確認できないとされた場合、その後60歳まで保険料を納付しても国民年金の受給資格を満たすことができないため、その時点で、市や集金に来ていたとする職員などに、自身の保険料の納付状況について問い合わせるなど何らかの確認をすることが自然であると考えられるが、申立人の次男は、申立人はそうした確認はしなかったとしていることから、申立期間について、保険料の納付が行われていたとは考え難い。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から平成 3 年 3 月まで
20 歳になったため、国民年金保険料の納付書が市役所から郵送されてきた。当時、大学に通っていた私に代わり、母親が市役所の窓口や銀行で納付してくれていた。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間当時、申立人は学生であるため、国民年金に加入するためには任意加入手続を行わなければならないが、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に関与しておらず、申立人の母親に聴取しても、国民年金の加入手続を行った記憶は無いとしている上、明確ではないとしながらも納付していたとする金額も申立期間当時の保険料額とは大きく異なっている。

さらに、申立人の名前の読み方を幾通りか替えるなどして調査しても、申立期間について、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間は未加入期間となっている上、申立人が所持している年金手帳においても、国民年金手帳記号番号は記載されていない。

加えて、申立人は、その妹についても、20 歳になった時に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることから、自身の保険料も同様に納付されているはずであるとも主張しているが、申立人の妹は、制度改正により学生が任意加入から強制加入になった平成 3 年 4 月以降に 20 歳に到達しているため、申立人の妹の納付記録が申立期間の保険料納付を裏付けるものであるとは言い難い。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1212 (事案 227 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 11 月 1 日から 35 年 8 月 31 日まで
② 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 3 月 2 日から 43 年 2 月 14 日まで

前回、申立期間については、年金記録の訂正はできない旨の通知を受けたが、私は 60 歳の誕生日を迎え厚生年金保険の請求を行った際に、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答を受けた。しかし、学校卒業後の昭和 29 年から 34 年まで A 社で勤めた期間は脱退手当金をもらった覚えはあるが、同事業所に 2 回目に勤務した分については脱退手当金を請求していないし、退職金も無く、受け取った記憶が全く無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は厚生年金保険被保険者証を所持していないため、同書類では確認できないものの、社会保険事務所(当時)が保管している申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていること、ii) 申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 43 年 5 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないこと、iii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 4 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料及び情報を提出することなく、「脱退手当金を受けた記憶が無い。証拠が無くても認めるようになったとテレビを見た。

納得がいかないので再度申立てをする。」と主張しているが、今回、新たに行った同僚調査において、申立人と同じ昭和43年2月に資格喪失し脱退手当金が支給済みである二人の記録について「脱」表示があり、喪失後1か月後に支給され、金額も法定支給額と一致していることから、申立人の申立期間において特別な扱いがなされたとは言い難い状況である。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1213

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 2 月 23 日から同年 3 月 8 日まで
② 昭和 42 年 2 月から同年 7 月まで
③ 昭和 43 年 6 月から同年 11 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。しかし、私は申立期間①にA社で勤務し、申立期間②にB社で勤務し、申立期間③にC社（現在は、D社）で勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①にA社に在籍していた複数の同僚のうち、連絡先が分かった二人に照会したものの、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

また、申立期間①について、閉鎖登記簿による調査でもA社の役員等関係者の連絡先は不明であり、当時の同事業所における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②にB社に在籍していた複数の同僚のうち、連絡先が分かった一人に照会したものの、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

また、申立期間②について、B社の元役員に厚生年金保険被保険者資格の

取得状況について照会したものの、当時の同事業所における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間③について、D社に厚生年金保険被保険者資格の取得状況について照会したものの、当時の同事業所における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間③について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1214

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 35 年 9 月 19 日まで
昭和 32 年 3 月に、転職の条件として厚生年金保険の加入をA社に申し入れ、了解の上で入社した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る所在地及び事業主についての申立人の供述には具体性があることから、申立人が、申立期間当時に同社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録の厚生年金保険の適用事業所に係る記録によると、申立人が記憶している「A社」という名称の事業所が7社確認できるものの、そのうち5社は申立期間当時には適用事業所となっておらず、ほかの2社についてはいずれも申立人が記憶している勤務地に該当しない。

また、法務局に照会したところ、A社の法人登記簿は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできない上、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名を正確に記憶しておらず、連絡先も不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間においてA社に常時使用されていた従業員数が5人未満であったと供述していることから、同社は厚生年金保険強制適用対象事業所では無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1215

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 21 日から同年 10 月 31 日まで

私は、昭和 45 年 1 月に A 社に入社したが、結婚を理由に同年 11 月までに辞めたことを覚えている。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 1 月 9 日から同年 3 月 21 日まで B 社において厚生年金保険の被保険者記録があるところ、「私は、昭和 45 年 1 月から同年 10 月まで婦人服を販売していた A 社で勤務していた。紳士服を販売していた B 社は、A 社に隣接していた店舗であり、事業主も同じであったが、私は、A 社に勤務していた。」と主張している。

しかし、A 社及び B 社における複数の同僚に照会したところ、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることはできなかった。

また、上記複数の同僚は、「A 社と B 社とは隣接していたが、経営者は別人である上、B 社は婦人服を販売していた。」と供述している。

さらに、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、A 社及び B 社に照会したところ、「当時の資料が残っていないため不明である。A 社と B 社は隣接した店舗で営業していたが、関連会社ではない。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、A 社及び B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

その上、申立人の B 社における雇用保険の加入記録によると、昭和 45 年 1

月9日資格取得、同年1月31日離職となっており、申立期間に係る加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1216

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月1日から同年9月1日まで

私は、昭和22年7月にA社（現在は、B社）へ入社し、申立期間は工場建設や国道改修工事に従事していた。23年の盆休みで帰省した際に体調を崩し、長期療養が必要なことから同年8月末に同社を退職したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店において、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚及び申立人の高校の同級生の供述から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が申立期間におけるA社C支店の上司又は同僚であると主張している4人のうち3人は既に他界しており、残る1人に照会したところ、「申立人のことは記憶しているものの、当時のことはよく覚えていない。」と供述しており、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、「当時の資料は残っていないため不明である。」との回答があった上、当時の経理担当者は既に他界しており、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、昭和23年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1217

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月 7 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 43 年 9 月 26 日から 44 年 1 月 17 日まで
③ 昭和 44 年 2 月 18 日から同年 4 月まで

申立期間①及び②については、昭和 43 年 7 月 7 日から 44 年 1 月までA社に勤務していたが、43 年 9 月 1 日から同年 9 月 26 日までの記録しかない。

申立期間③については、昭和 44 年 1 月 18 日から同年 4 月までB社に勤務していたが、同年 2 月 18 日までの記録しかない。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA社におけるオンライン記録の資格喪失日は昭和 43 年 9 月 26 日である上、事業所名は不明であるが、43 年 7 月 11 日から同年 9 月 25 日までの期間に係る申立人の雇用保険の記録があることから、当該期間において、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和 43 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①については厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できるとともに、申立期間②については、前述の申立人の雇用保険の記録から、同社を同年 9 月 25 日に離職していることが推認できる。

また、申立人が一緒にA社に入社したとしている同僚も、同事業所において申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、オンライン記録から、申立人と同じく当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和43年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚が31人確認できるところ、これらのうち複数の同僚（申立人の記憶していた同僚も含む。）に照会したものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等についての供述を得ることはできなかった。

加えて、A社は昭和48年6月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、閉鎖登記簿謄本に記載されている申立期間当時の事業主の連絡先も不明であるため、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった上、同事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、43年10月15日に健康保険被保険者証が返納された旨の記載が確認できる。

申立期間③について、B社から提出された昭和44年1月分、同年2月分の給料支払帳及び同年2月分の現金出納帳によれば、同年1月分の給料支払帳には申立人に給料を支給し、厚生年金保険料を控除した記載があるが、同年2月分の給料支払帳には申立人の記載は無く、同年2月分の現金出納帳には同年2月17日に2月分の給料を支給した記載があることが確認できる上、当該事業所の事業主は、「給料の支払日は毎月末日であり、現金出納帳に記載されている同年2月17日の2月分給料は、申立人が同日に退職したため支払ったと思う。」と供述している。

また、B社のオンライン記録から、申立期間当時、同社に勤務していた複数の同僚（申立人の記憶していた同僚を含む。）に照会したものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等についての供述を得ることはできなかった。

さらに、B社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和44年2月18日に資格喪失し、同年2月22日に健康保険被保険者証が返納された旨の記載が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。